

一律基準をゼロと設定しなかったのはどうしてですか。

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）の導入にあたり、仮に残留基準の定められていない農薬等の残留を一切認めない（いわゆるゼロ規制）とすると、ヒトの健康を損なうおそれのない微量の農薬等の残留が認められたことをもって違反食品と取り扱われることとなるなど不必要に食品等の流通が妨げられることが想定されました。このため、農薬等の許容量及び食品摂取量から「人の健康を損なうおそれのない量」として0.01ppmと設定しました。

加工食品も対象になるのですか。

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）の導入により、個別の基準が設定された場合を除き、すべての食品が原則一律基準の対象となるため、加工食品についても個別の基準が設定されていない場合、原則として一律基準が適用されることとなります。しかし、この場合でも、加工食品の原材料の残留値が基準に適合していれば、加工食品での農薬等の残留値によらず、その食品は食品規格に適合するものとして取り扱うこととしています。

国や都道府県が行う農薬等の検査はどのようになりますか。

食品衛生法に基づく農産物の残留農薬検査については、国内に流通する食品は都道府県等が、輸入時は国の検疫所において、年度毎に監視指導計画を定め検査を実施しています。

国内に流通する食品の残留農薬検査については、製造、加工施設への立入検査時や市場等の流通拠点において収去する等、効率的に監視指導計画において定めた予定数の検査を実施しています。

輸入食品については、輸入時に行う検査について年間計画に基づき効率的、効果的に検査を実施しており、複数の違反が確認される場合などには、輸入の都度、検査を行うこととなります。

IV 対象外物質について

対象外物質について

農畜水産物の生産時に農薬等として使用される物質は種々あります。このため、農薬等として使用されたものが食品に残留した場合であっても、その食品を摂取することによって人の健康を損なうおそれがないことが明らかなものについては、残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）の規制の対象とすることは適切ではないとの観点から、本制度の対象としない物質に関する規定を設け、65物質を指定しました。

対象外物質(65物質)

- | | | |
|--------------------------------|---------------|-----------------|
| 1 亜鉛 | 23 ケイ素 | 45 バリウム |
| 2 アザジラクチン | 24 ケイソウ土 | 46 バリン |
| 3 アスコルビン酸 | 25 ケイ皮アルデヒド | 47 パントテン酸 |
| 4 アスタキサンチン | 26 コバラミン | 48 ビオチン |
| 5 アスパラギン | 27 コリン | 49 ヒスチジン |
| 6 β -アポー-8'-カロチン酸エチルエステル | 28 シイタケ菌糸体抽出物 | 50 ヒドロキシプロピルデンブ |
| 7 アラニン | 29 重曹 | 51 ピリドキシン |
| 8 アリシン | 30 酒石酸 | 52 プロピレングリコール |
| 9 アルギニン | 31 セリン | 53 マグネシウム |
| 10 アンモニウム | 32 セレン | 54 マシン油 |
| 11 硫黄 | 33 ソルビン酸 | 55 マリーゴールド色素 |
| 12 イノシトール | 34 チアミン | 56 ミネラルオイル |
| 13 塩素 | 35 チロシン | 57 メチオニン |
| 14 オレイン酸 | 36 鉄 | 58 メナジオン |
| 15 カリウム | 37 銅 | 59 葉酸 |
| 16 カルシウム | 38 トウガラシ色素 | 60 ヨウ素 |
| 17 カルシフェロール | 39 トコフェロール | 61 リボフラビン |
| 18 β -カロテン | 40 ナイアシン | 62 レシチン |
| 19 クエン酸 | 41 ニームオイル | 63 レチノール |
| 20 グリシン | 42 乳酸 | 64 ロイシン |
| 21 グルタミン | 43 尿素 | 65 ワックス |
| 22 クロレラ抽出物 | 44 パラフィン | |